建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第１項の規定による処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。
平成 25 年 10 月 22 日
九州地方整備局長　岩**﨑**　泰彦
１　処分をした年月日　平成25年９月24日
２　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　エスエスメンテ株式会社　矢野　和文　福岡県福岡市東区下原４―９―32　国土交通大臣許可（特―23）第21955号
３　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取消し（建築工事業、大工工事業、左官工事業、とび・土工工事業、屋根工事業、タイル・れんが・ブロツク工事業、鋼構造物工事業、ガラス工事業、塗装工事業、防水工事業、内装仕上工事業、建具工事業に関する特定建設業の許可）
４　処分の原因となった事実　平成25年８月７日付けで建設業法第12条（第17条において準用する場合を含む。）の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第１項第４号に該当する。

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第１項の規定による処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。
平成 25 年 10 月 22 日
九州地方整備局長　岩**﨑**　泰彦
１　処分をした年月日　平成25年９月24日
２　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　吉川建設株式会社　吉川　優子　長崎県諫早市栗面町544　国土交通大臣許可（特―23）第8810号
３　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取消し（左官工事業、鉄筋工事業、板金工事業、ガラス工事業、防水工事業、熱絶縁工事業、建具工事業に関する特定建設業の許可）
４　処分の原因となった事実　平成25年８月19日付けで建設業法第12条（第17条において準用する場合を含む。）の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第１項第４号に該当する。

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第１項の規定による処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。
平成 25 年 10 月 22 日
九州地方整備局長　岩**﨑**　泰彦
１　処分をした年月日　平成25年９月24日
２　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　株式会社カンサイ　忍田　　勉　福岡県福岡市博多区東比恵３―32―15　国土交通大臣許可（般―24）第22256号
３　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取消し（建築工事業、内装仕上工事業に関する一般建設業の許可）
４　処分の原因となった事実　平成25年８月26日付けで建設業法第12条（第17条において準用する場合を含む。）の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第１項第４号に該当する。

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第１項の規定による処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。
平成 25 年 10 月 22 日
九州地方整備局長　岩**﨑**　泰彦
１　処分をした年月日　平成25年９月24日
２　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　三井松島産業株式会社　串間新一郎　福岡県福岡市中央区大手門１―１―12　国土交通大臣許可（般―23）第11091号
３　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取消し（機械器具設置工事業に関する一般建設業の許可）
４　処分の原因となった事実　平成25年９月４日付けで建設業法第12条（第17条において準用する場合を含む。）の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第１項第４号に該当する。

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第１項の規定による処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。
平成 25 年 10 月 22 日
九州地方整備局長　岩**﨑**　泰彦
１　処分をした年月日　平成25年９月24日
２　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　岩田建設株式会社　岩田　龍裕　熊本県下益城郡美里町遠野268―１　国土交通大臣許可（般特―24）第24480号
３　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取消し（建築工事業、大工工事業、左官工事業、屋根工事業、タイル・れんが・ブロツク工事業、鉄筋工事業、板金工事業、ガラス工事業、防水工事業、内装仕上工事業、熱絶縁工事業、建具工事業に関する特定建設業の許可）
４　処分の原因となった事実　平成25年９月６日付けで建設業法第12条（第17条において準用する場合を含む。）の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第１項第４号に該当する。

破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

平成２５年（フ）第４４７号
埼玉県ふじみ野市鶴ケ岡１丁目16番16―212号
債務者　大塚　秀晴
１　決定年月日時　平成25年10月３日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　新井　賢治
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年１月15日午前10時
５　免責意見申述期間　平成25年11月28日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２５年（フ）第２９号
岩手県久慈市柏崎第５地割131番地６
債務者　関向　勇三
１　決定年月日時　平成25年10月８日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　齊藤　　拓
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年12月10日午前11時20分
５　免責意見申述期間　平成25年12月３日まで
盛岡地方裁判所二戸支部

平成２５年（フ）第９８７号
京都府宇治市槇島町本屋敷51番地の１　グリーンタウン槇島305号棟106号室、住民票上の住所京都市伏見区向島上林町１番地の68
債務者　松元　千春
１　決定年月日時　平成25年10月７日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　新保　英毅
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年12月18日午後２時
５　免責意見申述期間　平成25年12月４日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２５年（フ）第１６２号
神奈川県横須賀市ハイランド２丁目12番１号
債務者　岩崎　敏夫
１　決定年月日時　平成25年10月８日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　三橋　　潔
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年12月６日午前10時15分
５　免責意見申述期間　平成25年12月５日まで
横浜地方裁判所横須賀支部

平成２５年（フ）第７２８号
神戸市垂水区塩屋町６丁目34番10号
債務者　ウメキデンタルクリニックこと　梅木　邦彦
１　決定年月日時　平成25年10月４日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　山本佳世子
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年１月21日午前10時
５　免責意見申述期間　平成25年12月６日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第４３９号
広島市西区東観音町１番７―603号
債務者　竹内　えり
１　決定年月日時　平成25年10月７日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　寺本　佳代
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年１月20日午後１時30分
５　免責意見申述期間　平成25年12月６日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第７２３号
広島市東区福田町3198番地、住民票上の住所広島市西区己斐大迫２丁目６番17号　福光秀明方
債務者　地後　暢彦
１　決定年月日時　平成25年10月７日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　三崎　和也
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年１月15日午前10時30分
５　免責意見申述期間　平成25年12月６日まで
広島地方裁判所民事第４部